

直轄負担金

修繕費770億円どちらに？

維持管理費分 廃止めぐり 作業チームで国交、総務省対立

国の直轄公共事業費の一部を地方自治体が負担する「直轄事業負担金」制度の廃止問題で、「修繕費」の扱いが焦点の一つに浮上した。負担金廃止に向けた工程表を検討する国土交通、総務、財務、農林水産の4省による作業チーム（座長・長安豊国交省政務官）が2日開いた会合で、国交省が、10年度から廃止する予定の維持管理費分の地方負担金のうち修繕費の負担金については廃止対象から除外するよう主張。修繕費も含めて維持管理費分の負担金廃止を求める総務省と意見が対立している。1級河川の流水占用料の扱いでも、維持管理費負担金の廃止に合わせて地方から国への移管を求める国交省と、両者は切り離して議論すべきだとする総務省の意見は対立しており、調整の難航も予想されている。

作業チームは同時の会合で各省の考えを聴取した。国交省と総務省で意見が分かれたのは、まず維持管理費負担金のうちの修繕費の扱い。国交省は

10年度予算の概算要求で、維持管理費分の負担金収入は無いことを前提に要求額をまとめているが、維持管理のうち「修繕」については、施設の機能回復・向上を行うものとして、

これに対し総務省は、維持費と修繕費の区分はあいまいだと指摘。地方からの要望も踏まえ、維持管理費については管理費分担の原則から、修繕費も含めて10年度から

地方負担金を全廃すべきだと主張した。

国交省は、10年度に維持管理費分の地方負担金を全廃すると国の負担は1683億円増え、うち修繕費分が約770億円と見込んでいる。修繕費分の地方負担金を廃止するか否かで、地方の財政負担は大きく違ってくる。

料の帰属問題。国交省は、1963年の新河川法制定時に、管理費用の一部を地方が負担する代わりに流水占用料が地方の収入となったと経緯を説明。維持管理費を国が全額負担するなら、その財源として流水占用料収入も国に帰属させるのが筋だ訴えた。

一方、総務省は流水占用料が用途の制限のない地方の重要な自主財源で、維持管理費負担金という特定の用途と結びつけて議論するのは不適当だなどと反論した。

負担金制度の廃止時期でも、総務省は13年度当初予算までに全廃、国交省は13年度までに結論を出す微妙に意見が異なっている。

作業チームは、4日に次回会合を開いて全国知事会の意見を聞き、9日に10年度予算の方針や今後のスケジュールを示

す工程表をまとめる予定だが、それまでに国交、総務両省の意見集約ができるかどうか取りまのめろの力を要する。年内の政府方針決定にぎりぎりの調整を強いられそう